

再生可能エネルギー普及政策の見直しと今後の課題

研究員 寺林暁良

1 再エネ普及制度の「運用見直し」

2012年7月に固定価格買取制度が本格導入されたことにより、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の導入が拡大^(注)してきた。しかし、14年9月に5つの電力会社(電気事業者)は、申込分が全て接続されると接続可能量を上回る恐れがあるとして、事業者からの再エネ接続契約申込に対する回答を保留すると発表した。

これに対し、資源エネルギー庁は、14年12月に「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」(以下「運用見直し」)を発表し、今年4月にかけて順次新たな再エネ接続ルールを適用することになった。「運用見直し」の焦点となったのは、事業までの手続の適正化や接続可能量の拡大、太陽光発電への偏重の是正などである。この結果、各電力会社は接続契約申込に対する回答を順次再開している。

再エネ政策は、単に再エネ導入件数の増加を目指すという段階から、電力システム全体のなかで整合性を取りながら適正かつ持続的な導入を目指すことを考えるべき段階に移行したといえる。

2 「運用見直し」の概要

(1) 太陽光発電の調達価格決定時期の変更

太陽光発電の適正かつ円滑な導入に向けて、4月から太陽光発電事業者の調達価格(固定買取価格)の決定時期が電力会社への接続契約が完了した時点に変更されることになった。

これまで、事業者の調達価格は、経済産業省から設備認定を受け、電力会社に接続契約を申し込んだ時点で決まっていたが、調達価格改定の直前の一時期に申込みが集中するなどの問題が生じていた。調達価格決定時期を「接続申込時」から「接続契約時」に変更することで、駆け込み申請が緩和され、太陽光発電導入の安定化・平準化につながることを期待される。

(2) 出力制御ルールの見直し

再エネの接続可能量を拡大するため、1月から順次、出力制御ルールの見直しが実施されている。

これまでも500kW以上の太陽光および風力発電設備については、年間最大30日まで無補償での出力制御が行えることになっていたが、今回の「運用見直し」では、出力制御の対象が500kW未満にも拡大されるとともに、制御上限が日数ベースから時間ベース(太陽光は360時間まで、風力は720時間まで)に改められることになった(第1表)。

さらに、再エネの接続申込量が接続可能量を超過している、あるいは今後超過すると見込まれる7つの電力会社を「指定電気事業者」とし、接続可能量を超過した後からは上限なしに太陽光発電や風力発電の無補償出力制御を実施できるように変更された。

一方、バイオマス発電には地域資源活用型の事業を優先的に接続するルールが定められたほか、中小水力発電や地熱発電は出力制御の対象外とされた。これらの電源への配慮は、

第1表 再生可能エネルギーに対する出力制御ルール

	出力制御の内容	指定電気事業者制度
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 年間360時間を上限に無補償出力制御を実施 東京電・関西電・中部電管内では50kW未満は対象外 非住宅用(10kW以上)を優先して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 接続可能量超過後から時間上限を超えての無補償出力制御を実施
風力	<ul style="list-style-type: none"> 年間720時間を上限に無補償出力制御を実施(20kW未満は当面对象外) 	
バイオマス	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料混焼発電→バイオマス専焼発電→地域型バイオマス発電の順で出力制御を実施 	
中小水力	<ul style="list-style-type: none"> 対象外 	
地熱	<ul style="list-style-type: none"> 対象外 	

資料 資源エネルギー庁「固定価格買取制度の運用見直し等について」(15年1月22日)

(注) 指定電気事業者制度の対象は、北海道電、東北電、北陸電、中国電、四国電、九州電、沖縄電の7電力会社。

太陽光発電が先行して導入されていることへの対応でもある。

3 再エネ導入拡大に向けた中長期的な課題

「運用見直し」は、当面の接続可能量を拡大させ、太陽光発電導入の適正化を図るうえで、一定の効果を生むことに成功したといえる。ただし、無補償出力制御の上限撤廃は、太陽光発電・風力発電を行う事業者にとっては、リスクとも捉えられかねない。

固定価格買取制度が投資を呼び込む前提となるのは、再エネの「優先接続」と「全量買取」である。現在は太陽光10kW以上で実際に稼働しているのは設備認定件数の30%程度であるため、無補償出力制御が頻繁に行われる可能性は低い。しかし、接続量が拡大するにつれて2つの前提が崩れる懸念が高まれば、太

(注)資源エネルギー庁「固定価格買取制度設備導入状況等の公表」によると、14年10月時点で再生可能エネルギーの新規設備認定件数は144万9,083件だが、そのうち太陽光が144万8,472件を占める。

陽光発電や風力発電の拡大は見込めなくなるだろう。「優先接続」と「全量買取」を維持するためには、以下のように中長期的な視点から技術面・政策面の環境整備を進めることが求められる。

まず、技術面は、導入可能量の拡大に大きく関係している。例えば、欧州各国では、スマートグリッドやスマートメーターの整備が進むとともに、気象予測に基づいて需給バランスを管理するシステムが確立している。「運用見直し」でも「蓄電池の活用」が掲げられているが、これに限らず、太陽光発電や風力発電といった発電設備の導

入可能性を高めるための技術や産業を中長期的な視点から育成することが必要である。

次に、政策面では、今年から本格的に開始される「電力システム改革」の進展が不可欠である。今年4月には改革の第1段として、「広域的運営推進機関」が設立されることになったが、このもとで地域間連系線の強化を進め、各電力会社の営業エリアを超えて電力需給バランスを議論できるような環境が築かれるのが焦点となる。

さらに、「運用見直し」では、立地をめぐる地域トラブルの防止に向け、準備が整い次第、市町村に対して設備認定に関する情報提供を開始するとしている。各地域においては、再エネ設備の社会的受容性を高めることも引き続き課題となる。

このように、再エネの導入を拡大するための中長期的な課題は多い。今後も、適正かつ持続的な再エネ導入に向けて、政策の改正・見直しが繰り返されることになるだろう。

(てらばやし あきら)